ふくしま県産品海外販路拡大に向けた情報発信強化事業 業務委託仕様書（案）

１　目的

福島県が誇る「日本酒」及び「桃」について、海外市場における認知度向上及び輸出拡大を図るため、両県産品の魅力を伝えるプロモーション動画を制作するとともに、制作した動画を活用した海外向けデジタルプロモーションを実施し、現地消費者及びバイヤーへの情報発信を強化する。

また近年、県内市町村による輸出促進の取組が増加していることを踏まえ、本事業において県及び市町村のプロモーションで活用可能な汎用性の高い動画を制作することにより、県と市町村による一体的かつ効率的な情報発信を行うとともに、県産品の更なる輸出拡大を図る。

２　事業名称

ふくしま県産品海外販路拡大に向けた情報発信強化事業

３　実施期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

４　業務内容

（１）　福島県産「日本酒」のプロモーション動画（英語版）の制作

ア　内容

県産日本酒の品質の高さや個性、全国新酒鑑評会をはじめとした国内外における鑑評会における評価、酒蔵のクラフトマンシップなどを伝えるとともに、現地消費者やバイヤーの購買意欲に、より効果的に働きかけるクリエイティブな内容とする。

イ　本数及び動画尺

本編（３分程度を想定）、ショート版（１５秒～３０秒程度を想定）の２本以上を想定

※ショート版は SNS 発信用、縦型素材へのリサイズを想定。

※各尺の動画は必ずしも同一内容の短縮版に限らず、それぞれ独立した構成でも構わない。

ウ　ファイル形式

ＭＰ４形式

※字幕が必要な場合、自動生成字幕による表示ではなく、内容を適切に翻訳した字幕を SRT ファイル形式で別途作成・納品すること。

国内外の鑑評会の評価にも触れつつ、今後数年間の事業において継続して使用可能な汎用性の高い企画を提案すること。
動画の本数や尺については、上記によらず効果的な企画を提案すること。

（２）　福島県産「桃」のプロモーション動画（中国語・繁体字版）の制作

ア　内容

県産桃の品質の高さやおいしさ、生産者の思い、産地の美しい風景などを伝えるとともに、現地消費者やバイヤーの購買意欲に、より効果的に働きかけるクリエイティブな内容とする。

イ　本数及び動画尺

本編（３分程度を想定)、ショート版（１５秒～３０秒程度を想定）の２本以上を想定
※ショート版は SNS 発信用、縦型素材へのリサイズを想定。
※各尺の動画は必ずしも同一内容の短縮版に限らず、それぞれ独立した構成でも構わない。

ウ　ファイル形式

ＭＰ４形式

※字幕が必要な場合、自動生成字幕による表示ではなく、内容を適切に翻訳した字幕を SRT ファイル形式で作成・納品すること。

台湾市場においては既に他県産の桃が多く流通していることを踏まえ、本県ならではの魅力が伝わる企画を提案すること。
動画の本数や尺については、上記によらず効果的な企画を提案すること。

（３）福島県産「日本酒」プロモーション動画による情報発信

ア　内容

上記（１）で制作した福島県産「日本酒」プロモーション動画を活用したデジタルプロモーションを実施すること。なお、日本酒については、県内酒蔵による欧米への輸出が年々拡大していることから、現地の小売店・飲食店・流通事業者等とのリレーション構築並びに次年度に向けた新たな販路開拓を意識すること。

イ　発信先

米国在住の現地消費者及び現地バイヤー等

県事業として、令和９年２月上旬に米国ニューヨークにて県産酒試飲販売会、ロサンゼルス近郊にて県産酒試飲商談会の開催を予定していることから、可能な限りそれぞれの事業と連動させた情報発信施策を企画提案すること。なお、動画制作スケジュール等の都合を踏まえ、その他の効果的な情報発信手法を提案することも妨げない。

（４）福島県産「桃」プロモーション動画による台湾向け情報発信

ア　内容

上記（２）で制作した福島県産「桃」プロモーション動画を活用したデジタルプロモーションを実施すること。なお、県産桃については、令和８年度に１６年ぶりの台湾向け本格輸出が再開したことから、現地の百貨店・流通事業者等とのリレーション構築並びに次年度に向けた新たな販路開拓を意識すること。

イ　発信先

台湾在住の現地消費者及び現地バイヤー等

本事業における情報発信のタイミングが桃の販売時期と重ならないことから、現地消費者等の誤解を招くことなく、来年度以降の桃のシーズンの販売促進を狙いとした情報発信施策を企画提案すること。
また、台湾については本県へのインバウンド誘客の観点でも重要な市場であることを踏まえ、本県への誘客促進も併せて意識した内容とすること。

（５）効果分析

情報発信施策において、インプレッション数、再生回数、エンゲージメント、現地バイヤーの反応等を分析し、今後の販路開拓ならびに今後のプロモーション施策に資する提案を行うこと。

翌年度以降の「日本酒」及び「桃」の効果的なプロモーション施策等の検討に向け、十分かつ有用な効果分析手法を提案すること。

（６）制作した動画コンテンツの著作権及び二次使用について

ア　制作した動画コンテンツ（文章コンテンツも含む）の著作権（著作権法第二十七条及び第二十八条に規定する権利を含む）は、原則として福島県に帰属するものとし、県と協議の上、適切に管理すること。また、受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。

イ　制作した動画コンテンツは、県内市町村が実施主体となる各種プロモーション等を含め、県が適当と認めたウェブサイト、イベント、各種メディア、デジタルサイネージ等での公開を想定すること。なお、県や県内市町村が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、制作に当たっては、必要な許諾を得ること。

（７）その他

ア　県公式 WEB サイト（例：【ふくしまの酒】https://www.fukunosake.com、【ふくしまプライド】https://fukushima-pride.com/products/peach/）、及び各関係団体 SNS との連携、関係者との調整、制作における翻訳、字幕制作、撮影・編集等、本業務に必要な一切の業務を行うこと。

イ　その他、事業実施に付随する業務が発生した場合は甲乙協議の上実施すること。

※留意事項

・業務の一部を第三者へ委託する場合、委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、委託先への指示、業務管理を徹底すること。
・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、甲と協議すること。
・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
・本事業により作成した動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真、チラシ、画像等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

５　成果品

（１）実績報告書（正副本　１部ずつ）
（２）その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

６　提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）契約締結後に速やかに提出するもの

・着手届
・統括責任者通知書
・実施工程表
・業務実施体制図
・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

（２）業務完了後に速やかに提出するもの

・完了届

・収支決算書

・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

７　統括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

８　事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

９　その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。